

※はり紙以外の場合

屋外広告物許可別紙条件書

目的

屋外広告物については、必要な規制を行い、美観風致を維持し、及び公衆に対する危害を防止することを目的とする。

別紙条件

- 1 広告物については、汚染、退色又は塗料等には常に注意し、維持管理につとめること。
- 2 屋外広告物等許可済証(許可済シール)は広告物に貼付すること。
貼付できない場合は、申請者側で保管しておくこと。
- 3 広告物は倒壊しないよう固定すること。
- 4 広告物が必要でなくなったときは、5日以内に除却して、その旨を伝えること。
- 5 許可期間が満了したものはすみやかに除却して、その旨を伝えること。
継続して掲出する場合は、再度許可申請を行うこと。
- 6 別紙禁止地域及び禁止物件には広告物を表示しないこと。
- 7 掲出の際は、信号機または道路標識等の効用を妨げることのないようにすること。
また、交通の妨害となるような方法で掲出しないこと。
- 8 許可内容等を変更しようとするときは、遅滞なく横浜町長へ届けること。
- 9 本件によって発生した事故の一切は申請者の責任において処置すること。

※はり紙の場合

屋外広告物許可別紙条件書

目的

屋外広告物については、必要な規制を行い、美観風致を維持し、及び公衆に対する危害を防止することを目的とする。

別紙条件

- 1 広告物については、汚染、退色又は塗料等には常に注意し、維持管理につとめること。
- 2 広告物が必要でなくなったときは、5日以内に除却して、その旨を伝えること。
- 3 許可期間が満了したものはすみやかに除却して、その旨を伝えること。
継続して掲出する場合は、再度許可申請を行うこと。
- 4 はり紙間の距離は2メートル以上離すこと。
- 5 別紙禁止地域及び禁止物件には広告物を表示しないこと。
- 6 掲出の際は、信号機または道路標識等の効用を妨げることのないようにすること。
また、交通の妨害となるような方法で掲出しないこと。
- 7 許可内容等を変更しようとするときは、遅滞なく横浜町長へ届けること。
- 8 本件によって発生した事故の一切は申請者の責任において処置すること。